

令和7年度一般会計 歳出第2款8項3目危機管理費 12節(18) その他業務委託料

受付番号	種目番号 —	連絡先	委託担当 総務局地域防災課	担当者名 ふりがな さがえ 寒河江	歩夢 あゆむ 電話 671-3456
------	-----------	-----	------------------	----------------------------	-----------------------------

## 設 計 書

1 委託名 内水ハザードマップ版下作成業務委託

2 履行場所 総務局地域防災課

3 履行期間  期間 契約締結日から令和8年3月31日

又は期限  期限 令和 年 日まで

4 契約区分  確定契約  概算契約

5 その他特約事項 なし

6 現場説明  不要

要

7 委託概要 内水ハザードマップ版下作成(18区)

8 部 分 扱

- する ( 回以内)  
 しない

## 部 分 払 の 基 準

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額。

※概算数量の場合は、数量及び金額を( )で囲む。

委託代金額	¥	.-
内訳	業務価格	¥
		.-
消費税及び地方消費税相当額		¥
		.-

## 内 訳 書

名 称	数 量	単 位	単 価 (円)	金 領 (円)	摘 要
内水ハザードマップ版下作成	18	種			PDF、JPEG、 1bit tiff、AI版
合計					
消費税及び地方消費税相当額	1	式			
委託代金額					

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を( )で囲む。

# 内水ハザードマップ版下作成業務委託 仕様書

## 1 適用

本仕様書は、横浜市が受託者に委託する「内水ハザードマップ版下作成業務委託」に適用する。

## 2 業務目的

本業務は、内水浸水想定区域を基に、風水害時の浸水と避難方法等に係わる情報を、住民に分かりやすく提供することを目的とした内水ハザードマップの版下作成業務を行う。

## 3 提出書類

受託者は、作業の実施に先立ち、以下の書類に関する書類等を横浜市に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 業務実施計画書
- (4) その他委託者が必要とする書類

## 4 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

## 5 版下作成対象

内水ハザードマップをB1判（予定）で、行政区ごとに作成すること。  
・市内18区

## 6 概要

- (1) 体裁  
B1判（予定） 4色カラー
- (2) 地図の縮尺

ハザードマップの構成により、本市と協議のうえハザードマップの目的に沿った縮尺とする。

## 7 ハザードマップの作成

- (1) 地図面〔表面及び裏面〕
  - ア 揭載内容

- ① 内水浸水想定区域図
  - ② 早期の立退き避難が必要な区域
  - ③ 土砂災害警戒区域
  - ④ 急傾斜地崩壊危険区域
  - ⑤ 土砂災害特別警戒区域
  - ⑥ 避難場所及び避難場所の一覧
  - ⑦ 避難時の危険箇所（アンダーパス等）に関する情報
  - ⑧ 内水ハザードマップの概要（前提としている降雨条件）
  - ⑨ 水位観測所等の位置
  - ⑩ 問い合わせ先
  - ⑪ 凡例
  - ⑫ その他、本市と協議の上必要な情報
- ※⑤については8月下旬ごろのデータ提供を想定している。

## （2）情報面

### ア 掲載内容

- ① 浸水想定区域内の地下街・要配慮者利用施設・大規模工場等の名称・位置に関する事項
- ② 防災訓練に関する事項
- ③ その他、本市と協議の上必要な情報

### イ 作成方法他

- ・基本となる地図面は、都市計画基本図を Shape 形式データで貸与する。（町名、鉄道駅、区役所、警察署、消防署、郵便局、図書館、地区センター、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校、病院・診療所の情報を掲載している）
- ・都市計画基本図に、上記①土砂災害警戒区域、②急傾斜地崩壊危険区域図、③土砂災害特別警戒区域、④内水浸水想定区域図、その他必要な情報について、本市から貸与する Shape 形式のデータをレイアウトする。
- ・避難場所は、本市から貸与する Shape 形式データにより、地図面に記載する。
- ・避難時の危険箇所は、本市から貸与するエクセルデータ（名称・住所）を、座標データ（E S R I シープファイル）に変換し、地図面に記載すること。
- ・精度を求める図面のため、自社の測量士を業務全般の管理者に選任し精度管理を行うこと。また、地図調製工程においてはG I Sソフトを使用し自社のG I S上級技術者もしくはG I S 1級技術者による精度管理を行い作成すること。

## （3）校正

- ア 校正は、最低三回以上行うこととし、校正の際は、カラーで印刷した校正用紙（各

2部)とPDFデータを提出し、校了時も5部提出するものとする。

イ 最終稿は3月中旬頃に実施し、修正に対応できるものとする。

## 8 打合せ協議

本業務を円滑に遂行するために、以下の段階においての打合せを基本とし、回数制限は設けない。

- (1) 業務着手時
- (2) 中間打合せ
- (3) 業務完了時

## 9 成果品

- (1) 内水ハザードマップ印刷用原稿データ (AI形式) 1式  
(行政区: 18種類)
- (2) RIP装置を使用したスクリーニング済みデジタル製版用データ (1bit tiff形式)  
1式 (行政区: 18種類)
- (3) 内水ハザードマップウェブサイト掲示用データ (PDF及びJPEG形式) 1式  
(行政区: 18種類)

## 10 その他

- (1)ハザードマップ作成にあたっては、国土交通省国土保全局河川環境課作成の「水害ハザードマップ作成の手引き」および「水害ハザードマップ作成チェックリスト」を遵守すること。
- (2)ハザードマップについては、ユニバーサルデザイン、カラーバリアフリーに十分に配慮し、MUD2級以上の資格所有者を主任技術者とすること。
- (3)当該業務の実施にあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らさぬよう、秘密保持の義務を遵守するために必要な措置を講じること。
- (4)ハザードマップは、中途の作成物を含め著作権・版権等全ての権利について、横浜市に帰属する。また、本市の許可なく開示・使用・掲載してはならない。
- (5)業務の遂行の際は、指示事項及びその他必要事項について、十分協議を行うとともに、本市担当者の指示を受けること。また、作業内容について疑義が生じたときは、速やかに本市担当者と協議のうえ対応すること。
- (6)業務の進捗状況については、本市担当者に適宜連絡し、関係者による定期的な打ち合せのうえ、報告すること。
- (7)本仕様書に定めのない事項については、本市担当者と十分協議を行い、指示を受けること。